

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第62号	
事故等名	貨物船第二十一伸興丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年12月26日02時30分ごろ	
発生場所	宮城県金華山灯台の南西約13km 沖合 (北緯38° 11.6'、東経141° 28.7' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月6日仙台・地方事故調査官が機関長への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	貨物船 第二十一伸興丸 499トン	
船舶番号	132824	
船舶所有者等	西部タンカー株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 二級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、空倉で、秋田県秋田船川港を出港し、千葉県千葉港に向かったが、荒天のため宮城県石巻港外で避泊することとした。その後、金華山沖合を通過したのち、平成20年12月26日02時30分ごろ、推進器のクラッチが滑り始めたため、03時25分主機関を停止し、クラッチ調整ネジの増締めの応急措置を実施した。04時05分自力航行を再開し、07時40分石巻港外に投錨した。	
分析	<p>気象・海象の関与 なし</p> <p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析 本船は、推進器クラッチの点検間隔が2箇月半に1回となっているところ、5箇月以上行っておらず、クラッチライニングの隙間を適正に調整していなかった可能性があると考えられる。</p>	
原因	本インシデントは、本船が、クラッチライニングの隙間を適正に調整していなかったため、主機関の運転ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	